様式１

事業報告書

医療法人整理番号			00245	
報告期間	自		令和7年4月1日	
	至		令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人高野病院	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	その他	
		分類③	基金制度採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福井県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	鯖江市	
		町名・番地	本町2丁目3-10	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成7年5月29日	
	(4) 設立登記年月日		平成7年4月14日	
	(5) 理事長の氏名	姓	高野	
		名	直樹	
	役員及び評議員の人数		3	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	高野	幸子	
監事	野口	正史	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	高野病院		1810714426	福井県鯖江市本町2丁目3-10	34	0	0	0	0	0	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
コスモス訪問看護ステーション		福井県鯖江市本町2丁目3-10	
コスモス居宅介護支援事業所		福井県鯖江市本町2丁目3-10	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和8年6月6日	決算の承認

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	**申込期間（開始日）**	**利率**	**資金使途**	**償還方法**	**医療機関債を引き受けた医療法人名**
申込単位	**申込期間（終了日）**	**払込期日**		**償還期限**	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式3－１

法人名　医療法人高野病院　　※医療法人整理番号 00245
所在地　福井県鯖江市本町2丁目3-10

貸借対照表

令和8年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	19,356	Ⅰ　流動負債	170,385
現金及び預金	8,410	買掛金	271
たな卸資産	488	短期借入金	167,240
未収金	10,451	未払金	587
前払費用	7	未払費用	1,533
前渡金		預り金	61
前払費用		未払法人税等	206
その他の流動資産		未払消費税等	485
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ　固定資産	213,613		
1 有形固定資産	165,900	Ⅱ　固定負債	89,578
建物	151,899	長期借入金	89,578
医療用器械備品	8,861	長期借入金	
構築物	224	繰延税金負債	
その他の器械備品	1,034	その他引当金	
車両及び船舶	127	その他の固定負債	
その他の有形固定資産	3,755		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	259,963
		純資産の部	
2 無形固定資産	35,787	科目	金額
借地権	32,000	Ⅰ　基金	49,012
ソフトウェア	3,258		
その他の無形固定資産	529	Ⅱ　積立金	-76,006
		繰越利益積立金	-76,006
3 その他の資産	11,926	繰越利益積立金	
その他の固定資産	10	その他積立金	
有価証券	11,864		
その他の固定資産	52		
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ　評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	-26,994
資産合計	232,969	負債・純資産合計	232,969

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人高野病院
所在地　福井県鯖江市本町2丁目3-10

医療法人整理番号	00245

損　益　計　算　書

自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			87,657
2 事業費用			
(1) 事業費		102,510	
(2) 本部費			102,510
本来業務事業損失			14,853
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			14,853
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		13	
その他の事業外収益		18,164	18,177
Ⅲ　事業外費用			
支払利息		1,681	
その他の事業外費用		1,260	2,941
経常利益			383
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損		7	
その他の特別損失			7
税引前当期純利益			376
法人税・住民税及び事業税		206	
法人税等調整額			206
当期純利益			170

(注) １．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式２

法人名　医療法人　高野病院
所在地　福井県鯖江市鯖江市本町２丁目３－１０

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　８年　３月３１日現在）

１．資　産　額	232,969	千円
２．負　債　額	259,963	千円
３．純　資　産　額	△ 26,994	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		19,356
Ｂ　固　定　資　産		213,613
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	232,969
Ｄ　負　債　合　計		259,963
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	△ 26,994

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式５

法人名　医療法人　高野病院

所在地　福井県鯖江市鯖江市本町２丁目３－１０

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　高野病院
理事長　　高野　直樹　　殿

私（注１）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年６月６日
医療法人　高野病院
監事　野口　正史

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。